

## 【免許の要否】

- 1 現に(①)土地や現に建物が建っていないが(②)で取引される土地は、宅地となる。
- 2 用途地域(①)の土地は、原則、宅地となるが、現に(②)である土地は除く。
- 3 宅地に該当するのかどうかは、地目で判断( )。
- 4 宅地建物取引業とは、宅地・建物(建物の一部を含む)の(①)又は宅地・建物の売買・交換・(②)をする行為で業として行うものをいう。
- 5 ( )貸借(使用貸借や転貸借を含む)を行う場合、宅建業に該当しない。
- 6 国・地方公共団体は、宅建業法が適用( )。
- 7 独立行政法人の都市再生機構は(①)とみなされ、地方住宅供給公社は(②)とみなされる。
- 8 宅建業に該当する行為をしようとする者は、原則、免許が必要と( )。
- 9 免許を受けていない者が業として行う宅地建物取引に宅建業者が代理・媒介として関与したとしても、当該取引は無免許業に該当( )。
- 10 信託会社や信託業務を兼営する金融機関等は、宅建業法のうち(①)が適用されない。つまり、信託会社等は、免許を受けることなく、宅建業を営むことができるが、(②)が必要となる。
- 11 宅建業の免許を受けない者は、原則、宅建業を営むこと( )。
- 12 宅建業者は、自己の名義をもって、( )に宅建業を営ませてはならない。
- 13 問11・12に違反すれば、(①)の懲役若しくは(②)以下の罰金(これを併科)する。宅建業者(法人)の従業者等が違反した場合、宅建業者は、(③)以下の罰金が科される。
- 14 宅建業の免許を受けない者は、宅建業を営む旨の表示をし、又は宅建業を営む目的をもって、( )。
- 15 宅建業者は、自己の名義をもって、( )に、宅建業を営む旨の表示をさせ、又は宅建業を営む目的をもってする広告をさせてはならない。
- 16 問14・15に違反すれば、( )以下の罰金が科される。
- 17 リゾートクラブ会員権(宿泊施設等のリゾート施設の全部又は一部の所有権を会員が共有するもの)の売買は、( )の売買となる。
- 18 破産管財人が破産財団の換価のために自ら売主として宅地・建物の売却を反復継続して行う場合、破産管財人は、免許を( )。

A5サイズ